

2013年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 刑事訴訟法

【問題1】（配点：24点）

以下の小問（1）～（3）の各概念について、両者の違いにふれつつ説明せよ。

※各小問いずれも、各【5行以内】で書くこと。

※関連条文を必ず明記すること（刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記して差し支えない。）。

（1） 強制処分法定主義と令状主義

（2） 逮捕と勾留

（3） 検証と実況見分

【問題2】（配点：26点）

〔事例〕

平成24年5月10日23時ころ、武蔵野警察署の警察官KとLが、武蔵野市内の繁華街をパトロールしていたところ、たまたま吉祥寺本町1丁目の市道上において、若い男性同士が喧嘩をしているのを発見した。直ちに止めに入ろうとしたところ、このうちの1名（以下「A」という。）が、突然上着のポケットからナイフを取り出すと、もう1名（以下「B」という。）の左腕を切りつけた。

そこで、Kは、Aに飛びかかって取り押さえ、「傷害罪の現行犯として逮捕する」と告げて、Aを拘束した（23時03分）。

〔設問〕

上記の逮捕（逮捕自体は適法であることを前提とする。）に引き続き、同逮捕に伴う無令状の捜索や差押として以下の各小問の行為が行われた場合につき、問いに答えよ。

※各小問いずれも、各【10行以内】で書くこと。

※各小問の末尾に掲げられた〔 〕内の用語を当該小問において必ず1回は使用し、当該小問において各用語を最初に使用した箇所の下に下線を付すこと。

※関連条文を必ず明記すること（刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記して差し支えない。）。

（1） Kは、Aを取り押さえようとした際、犯行に使ったナイフ1丁をAから取り上げようと試みたが、何を思ったかAがこれを道路外に向けて投げたため、当該ナイフは、市道に面して建っているXラーメン店（Aとは無関係の個人であるX経営）のガラスドアを突き破って店内に入ってしまった（23時02分）。市道上からは、店内に落ちているナイフは見えなかったものの、ガラスドアの割れ目等から判断してXラーメン店内にナイフが落ちているのは確実と判断された。しかし、折悪しく当日はXラーメン店の定休日でもXの連絡先も直ちにはわからない状態であったことから、Lは、ガラス戸の割れ目から手を差し入れてドアの鍵を開けて店内に立ち入った（23時05分）。そして内部を探したところ、店内のカウンター脇の床上に落ちているナイフをすぐに発見したので即時その場でこれを差し押さえた（23時06分）。そして、LはXラーメン店から退去した（23時07分）。

Lの行為は適法か。

※使用用語：〔蓋然性説 / 緊急処分説 / 管理権〕

- (2) KはAを取り押さえたものの、なお、Aが抵抗する姿勢を示しており、Aが武器等を隠し持っている可能性があるため、Aの所持品や着衣を捜索したいと考えたが、その時点では騒ぎを聞きつけた野次馬が30名ほど周囲を取り囲んでいて、その場での捜索は混乱を招くばかりかAにとっても不名誉なことであろうと考え、Lと相談の上、ちょうど応援に駆けつけたパトカーにAを乗せて逮捕現場を出発した(23時10分)。そして、そこから約1.2km離れた武蔵野警察署に到着し(23時16分。なお、武蔵野署が留置先としても予定されていた。)、直ちに、同署内においてKがAの所持品や着衣を捜索した。

Kの行為は適法か(なお、着衣については脱衣まではさせておらず、上着やズボンのポケット等を探る行為であったことを前提とする。)

※使用用語：〔逮捕の現場 / 判例 / 近隣に交番等が存在する場合〕